

○日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則

(平成 22 年 9 月 22 日平成 22 年規則第 124 号)

<b>改正</b> 平成 23 年 6 月 30 日平成 23 年規則 第 96 号	平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則 第 15 号	平成 24 年 8 月 31 日平成 24 年規則 第 163 号
平成 25 年 3 月 27 日平成 25 年規則 第 55 号	平成 26 年 11 月 28 日平成 26 年規則 第 166 号	平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則 第 83 号
平成 28 年 2 月 16 日平成 28 年規則 第 2 号	平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則 第 55 号	平成 28 年 10 月 24 日平成 28 年規則 第 148 号
平成 28 年 12 月 8 日平成 28 年規則 第 151 号	平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則 第 31 号	平成 30 年 1 月 31 日平成 30 年規則 第 2 号
平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則 第 27 号	平成 30 年 11 月 30 日平成 30 年規則 第 90 号	平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則 第 37 号
令和元年 12 月 1 日令和元年規則第 43 号	令和 2 年 3 月 25 日令和 2 年規則第 1 3 号	令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規則第 8 9 号
令和 3 年 9 月 21 日令和 3 年規則第 121 号	令和 4 年 9 月 1 日令和 4 年規則第 16 3 号	令和 4 年 12 月 1 日令和 4 年規則第 1 84 号
令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 69 号	令和 5 年 11 月 28 日令和 5 年規則第 158 号	令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規則第 5 8 号
令和 6 年 11 月 26 日令和 6 年規則 第 143 号	令和 7 年 3 月 27 日令和 7 年規則第 5 1 号	

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 給与

第 1 節 本給(第 13 条—第 18 条)

第 2 節 手当(第 19 条—第 25 条)

第 3 章 給与の特例(第 26 条—第 30 条)

附則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)職員のうち、日本科学未来館(以下「未来館」という。)の事業運営に従事する職員の就業に関する規則(平成 22 年規則第 123 号。以下「就業規則」という。)第 2 条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与について定めることを目的とする。ただし、職員のうち、満 60 歳に達した日(満 60 歳の誕生日の前日をいう。)後における最初の 4 月 1 日以降の給与の取扱いは、別に定める。

(給与の区分)

第 2 条 職員の給与は、本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 本給

(2) 手当

超過勤務手当

役職手当

扶養手当

通勤手当

住居手当

単身赴任手当

期末手当

(重複給与の禁止)

第3条 職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときはこれに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第4条 職員の給与は、法令及び労使協定に定めるところにより職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員の同意に基づき、職員が指定する銀行等口座への振込により前項の控除後の給与を支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 職員の給与の支給定日は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。

2 職員の給与は、前項の支給定日において当月分の本給、役職手当、扶養手当、通勤手当(ただし、職員給与規程(平成15年規程第8号)第27条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)、住居手当及び単身赴任手当並びに前月1日から末日までの超過勤務手当を支給する。

3 職員が毎月16日以後に採用されたとき並びに本給、役職手当、及び通勤手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実が発生したときは、翌月の支給定日に支給する。

4 職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給する。

(非常時払)

第6条 職員がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、前条の規定にかかわらずこれにその日までの給与を支給することができる。

(給与の日割計算)

第7条 月の中途において採用、退職、休職、復職、昇任又は降任等、その他異動があったときの当該月の本給及び役職手当は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。ただし、死亡したとき又は組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられたとき等やむを得ない場合においては、この限りでない。

(給与の日額)

第8条 この規則により職員に支給される本給、役職手当の日額は、それぞれの額を当該月の日数から別に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 勤務1時間当たりの給与額は、本給及び役職手当の月額合計額を就業規則に定める勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

第10条 削除  
(端数の取扱)

第11条 この規則の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数金額は1円として計算する。  
(給与の調整等)

第12条 給与支給の過誤その他給与の支給に関し調整が必要な場合は、各給与項目の調整を行うこととする。

## 第2章 給与

### 第1節 本給

(本給)

第13条 本給は月額とし、当該職員の業務内容及び責任の度合に応じて、別表に定める等級・号給により支給する。本給には、退職金に相当する額(1年につき1月分の本給に相当する額)を含むものとする。

2 前項の場合において、給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、日本科学未来館の組織に関する規則(平成22年規則第122号)第3条に規定された職位に基づき、次のとおりとする。

- (1) 1等級 組織規程(平成15年規程第2号)第33条に定める部長級に相当する室長及び調査役
- (2) 2等級 組織規程第36条に定める次長級に相当する室長及び調査役
- (3) 3等級 室長(1等級及び2等級に該当する室長を除く。)及び調査役
- (4) 4等級 室長代理、副調査役、科学コミュニケーション専門主任及び施設・技術開発専門主任
- (5) 5等級 スタッフ

3 新たに採用した職員の本給は、当該職員の職務の複雑さ、困難さ及び責任の度合い等を考慮して決定する。  
(昇格)

第14条 機構は、上位の等級の職務について十分な能力があり、かつ、勤務成績が良好な職員について、日本科学未来館の事業運営に従事する職員の昇給及び昇降任等に関する細則(令和3年細則第23号。以下「昇給等細則」という。)に則り、昇格させることができる。  
(降格又は降号)

第15条 機構は、職員が職務への適格性を欠くと認められたときは、昇給等細則に則り、降格又は降号させることがある。  
(昇給)

第16条 機構は、4月1日から翌年の3月31日までの期間における職員の勤務成績に応じて、昇給等細則に則り、昇給させることができる。  
(業務上の功績による昇給)

第 17 条 職員が、業務成績の向上、能率増進等により業務上特に功績のあったときは、別に定める基準により昇給させることができる。

(等級及び号給の調整)

第 18 条 職員が復職等したときは、等級及び号給の調整をすることができる。

#### 第 2 節 手当

(超過勤務手当)

第 19 条 超過勤務手当は、就業規則第 12 条の規定により、同規則第 9 条の所定勤務時間外及び同規則第 10 条の休日において勤務を命ぜられた職員に対しその勤務時間 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

(1) 休日以外の日における所定勤務時間を超える勤務 100 分の 125

(2) 休日における勤務 100 分の 135

2 所定勤務時間外及び休日における勤務(就業規則第 10 条第 4 項の法定休日における勤務を除く。)の時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員に対し、その 60 時間を超えて勤務した全時間について、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、100 分の 175)を乗じて得た額を支給する。

3 前 2 項に規定する所定勤務時間外に勤務した時間について、1 時間に満たない端数時分があるときは、その端数時分の月の 1 日から末日までの和を求め、さらにその和に 1 時間に満たない端数時分のあるときは、その端数時分は次により計算するものとする。

1 分以上 30 分未満は 0 時間

30 分以上 60 分未満は 1 時間

4 前各項の定めにかかわらず、フレックスタイム制実施細則(令和 2 年細則第 21 号)の定めによりフレックスタイム制の適用を受ける職員の超過勤務手当については、その細則の定めるところによる。

5 就業規則第 9 条第 3 項に定める裁量労働制の適用を受ける職員における同規則第 9 条第 1 項の所定勤務時間外については、労使協定等により定められたみなし勤務時間に基づき算定する。

(役職手当)

第 20 条 役職手当は、次の各号に定める職員に対して、その者の職務にかかる責任の度合いに応じて本給の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 別表に定める等級が 1 等級から 3 等級までの職員 100 分の 20 以内

(2) 別表に定める等級が 4 等級の職員 100 分の 8 以内

2 前条の規定は、第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者については、適用しない。ただし、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合は、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を支給する。

(扶養手当)

第 21 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。

- 2 前項に掲げる扶養手当の額は、定年制専門職員給与規則(平成 28 年規則第 138 号。以下「専門職員給与規則」という。)の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第 22 条 通勤手当の支給については、職員給与規程第 27 条の規定を準用する。

(住居手当)

第 23 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け月額 16,000 円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(公務員宿舎等に入居している職員を除く。)
  - (2) 次条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(公務員宿舎等を除く。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から 16,000 円を控除した額

イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円)を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、職員給与規程第 28 条第 3 項の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第 24 条 事務所を異にする異動に伴い住居を移転し父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、単身赴任手当の取扱いについては、職員給与規程第 30 条、単身赴任手当の支給に関する細則(平成 15 年細則第 10 号)及び国家公務員の例を準用する。

(期末手当)

第 25 条 期末手当は 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した職員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給与の月額を基礎として、職員給与規程の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、その者の勤務成績、在職期間等を勘案して理事長が定める割合を乗じた額とする。

### 第 3 章 給与の特例

#### (欠勤者の給与)

第 26 条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤する者に対する欠勤期間の給与は、欠勤を始めた日から 3 ヶ年給与の全額を支給する。その他の負傷又は疾病により欠勤した場合又は就業規則第 15 条に該当する場合、その欠勤した日又は時間については、第 8 条及び第 9 条の規定により計算した給与の日額及び勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 前項以外のやむを得ない事由による欠勤者(就業規則第 14 条の 2 の規定による欠勤の届出がなかった場合を除く。)に対する給与は、欠勤を始めた日から 1 か月、本給、扶養手当及び住居手当の全額を支給し、その欠勤が引き続き 1 か月を超えるときは、その 1 か月を超えた日から当該欠勤の継続する間、本給、扶養手当及び住居手当の半額を支給する。

#### (休職期間中の給与)

第 27 条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命じられた職員に対しては、その休職期間中給与の全額を支給する。

- 2 就業規則第 33 条の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、本給、扶養手当及び住居手当についてそれぞれ次の各号に定める割合を乗じた額を支給する。

(1) 就業規則第 33 条第 1 号の事由により休職を命ぜられたときは、100 分の 80

(2) 就業規則第 33 条第 2 号の事由(業務上又は通勤による傷病を事由とする場合を除く。)により休職を命ぜられたときは、当該休職期間が 1 ヶ年までは 100 分の 80、当該休職期間が 1 ヶ年を超える期間については、零

(3) 就業規則第 33 条第 3 号の事由により休職を命ぜられたときは、100 分の 60

- 3 就業規則第 33 条第 1 号又は第 2 号の規定により、休職(業務上又は通勤による傷病を事由とする休職を除く。)を命じられた職員に対する就業規則第 34 条第 2 項ただし書の規定により延長された期間中の給与は、そのつど定める。

- 4 就業規則第 33 条第 4 号又は第 5 号の規定により休職を命じられた職員に支給する休職期間中の給与は、そのつど定める。

#### (育児休業等をする職員の給与等)

第 28 条 育児休業又は出生時育児休業をしている職員(以下この条において「育児休業者等」という。)に対する給与は、当該休業の期間中支給しない。

- 2 第 24 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業者等である職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 職員が勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 前3項に定めるもののほか、育児休業、出生時育児休業、育児のための勤務時間短縮及び育児時間を取得する職員の給与等の取扱いについては育児休業等に関する細則(平成15年細則第5号)に定めるところによる。ただし、同細則第7条第5項の適用を除く。

(介護休業等期間中の職員の給与等)

第29条 就業規則第36条の2の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の職員の給与については、その期間の勤務しない時間について第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の職員の給与等については介護休業等に関する細則(平成15年細則第6号)第8条に定めるところによる。

(配偶者同行休業をする職員の給与等)

第30条 配偶者同行休業者に対する給与は当該配偶者同行休業の期間中支給しない。

2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の給与の取扱いについては配偶者同行休業に関する細則(平成26年細則第31号)に定めるところによる。

#### 附 則

(施行日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(給与の格付)

2 平成22年10月1日に機構に採用され、かつ、採用の前日(以下「財団退職日」という。)において科学技術広報財団(以下「財団」という。)の職員であった者(以下「旧財団職員」という。)の給与の格付にあつては、機構における経験年数及び格付基準を考慮し、決定することができるものとする。

(給与制度の見直し)

3 この規則による給与額は、社会一般情勢の変化及び事業環境の変化に基づき、職員全体の給与体系及び給与額の見直しを実施するものとする。

附 則(平成23年6月30日平成23年規則第96号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日平成24年規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月31日平成24年規則第163号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日平成25年規則第55号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日平成26年規則第166号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在職する職員に対して、平成 26 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成 27 年 2 月 17 日に支給する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 83 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 16 日平成 28 年規則第 2 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 28 年 2 月 17 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在職する職員に対して、平成 27 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成 28 年 3 月 17 日に支給する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 55 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 24 日平成 28 年規則第 148 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 8 日平成 28 年規則第 151 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 12 月 8 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、平成 28 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。  
(給与差額の支給日)
- 3 給与差額は、平成 29 年 2 月 17 日に支給する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 31 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 31 日平成 30 年規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。  
(給与差額の支給)
- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、平成 29 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。  
(給与差額の支給日)
- 3 給与差額は、平成 30 年 3 月 16 日に支給する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 27 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 30 日平成 30 年規則第 90 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、新規則別表 1 備考第 2 項は、施行日以後に採用される者に適用し、施行日前に採用された者の年齢区分については、なお従前の例による。  
(給与差額の支給)
- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、平成 30 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、新規則による給与の内払いとみなし、新規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。  
(給与差額の支給日)
- 3 給与差額は、平成 30 年 12 月 17 日に支給する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 37 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 1 日令和元年規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、平成 31 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、新規則による給与の内払いとみなし、新規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、令和元年 12 月 17 日に支給する。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日令和 2 年規則第 13 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規則第 89 号)

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 21 日令和 3 年規則第 121 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 1 日令和 4 年規則第 163 号)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 1 日令和 4 年規則第 184 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則別表の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、令和 4 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の額が内払いの額より大きい時は、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額のうち、期末手当に相当する分については令和 4 年 12 月 9 日に支給し、その他の分については令和 4 年 12 月 23 日に支給する。

附 則(令和5年3月28日令和5年規則第69号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月28日令和5年規則第158号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、令和5年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の額が内払いの額より大きい時は、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額のうち、期末手当に相当する分については令和5年12月8日に支給し、その他の分については令和5年12月25日に支給する。

附 則(令和6年3月25日令和6年規則第58号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月26日令和6年規則第143号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月1日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、令和6年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の額が内払いの額より大きい時は、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額のうち、期末手当に相当する分については令和6年12月10日に支給し、その他の分については令和6年12月25日に支給する。

附 則(令和7年3月27日令和7年規則第51号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

級別本給表

令和7年4月1日適用

号	1級	2級	3級	4級	5級
1	445,900	388,100		282,500	242,000
2	449,000	390,000		284,900	243,700
3	452,100	392,000		287,300	245,600
4	454,900	394,100		289,600	247,400
5	457,900	396,400		292,000	249,200
6	460,900	398,600		294,100	251,000
7	463,700	400,500		296,400	253,000
8	466,600	402,500		298,700	254,700
9	469,400	404,600	321,100	300,600	256,600
10	472,200	407,100	323,400	303,000	258,500
11	474,800	409,600	325,800	305,600	260,200
12	477,600	412,500	327,900	307,900	261,900
13	480,300	415,100	330,400	310,500	263,800
14	483,100	417,300	332,700	312,800	265,500
15	485,700	419,500	334,900	314,900	267,200
16	488,400	421,300	337,300	317,200	268,900
17	490,900	423,100	339,800	319,700	270,900
18	493,500	425,300	342,200	322,100	272,600
19	496,200	427,400	344,300	324,500	274,500
20	498,800	429,500	346,500	326,900	276,300
21	501,200	431,400	348,700	329,400	278,200
22	503,800	433,400	350,800	331,600	280,000
23	506,300	435,300	352,900	333,900	282,200
24	508,800	437,600	355,100	335,900	283,900
25	511,200	439,600	357,300	338,000	285,900
26	513,800	441,800	359,300	339,900	287,500
27	516,300	443,800	361,300	341,600	289,300
28	518,800	446,200	363,500	343,300	290,900
29	521,100	448,200	365,900	345,200	292,800
30	523,600	450,400	368,400	346,600	294,300
31	526,000	452,400	370,900	348,000	296,300
32	528,400	454,300	373,300	349,800	298,100
33	530,700	456,100	375,800	351,200	299,700
34	533,100	458,100	378,400	353,000	301,400
35	535,500	460,200	380,800	354,500	303,000
36	537,900	462,100	383,400	356,000	304,600
37	540,300	463,900	386,100	357,800	306,200
38	542,700	465,900	388,400	359,500	307,400

39	545, 100	467, 900	390, 600	361, 000	308, 600
40	547, 400	469, 700	393, 000	362, 600	309, 800
41	549, 900	471, 900	395, 300	364, 400	311, 100
42	552, 300	474, 100	397, 500	366, 100	312, 200
43	554, 600	476, 200	399, 600	367, 700	313, 300
44	557, 000	477, 700	401, 500	369, 400	314, 300
45	559, 300	479, 800	403, 500	371, 100	315, 600
46	561, 500	481, 800	405, 900	372, 800	316, 700
47	563, 800	483, 700	408, 000	374, 400	317, 900
48	566, 100	485, 700	410, 300	376, 000	319, 100
49	568, 400	487, 700	412, 100	377, 500	320, 200
50	570, 600	489, 700	414, 100	379, 300	321, 000
51	572, 900	492, 200	416, 100	380, 900	322, 100
52	575, 300	494, 300	417, 800	382, 600	323, 200
53	577, 500	496, 500	419, 600	384, 100	324, 300
54	579, 800	498, 600	421, 400	385, 500	325, 400
55	582, 100	500, 800	423, 300	387, 200	326, 300
56	584, 200	502, 800	424, 900	388, 900	327, 200
57	586, 400	504, 800	426, 400	390, 400	328, 000
58	588, 600	506, 500	428, 200	391, 900	329, 000
59	590, 700	508, 500	430, 100	393, 200	329, 900
60	592, 900	510, 400	431, 900	394, 500	330, 900
61	595, 100	512, 300	433, 600	395, 900	332, 100
62	597, 200	514, 200	435, 500	397, 200	333, 100
63	599, 300	516, 200	437, 100	398, 600	334, 200
64	601, 400	518, 200	439, 000	399, 900	335, 300
65	603, 600	520, 300	440, 600	401, 000	336, 100
66	605, 700	522, 000	442, 400	402, 100	337, 100
67	607, 700	524, 000	443, 900	403, 000	338, 200
68	609, 800	525, 900	445, 800	404, 200	339, 000
69	611, 900	527, 700	447, 300	405, 300	340, 000
70	613, 900	529, 600	449, 100	406, 400	340, 800
71	616, 000	531, 300	450, 500	407, 300	341, 900
72	617, 900	533, 100	452, 200	408, 500	342, 500
73	620, 000	535, 100	453, 400	409, 400	343, 400
74	622, 100	536, 700	454, 900	410, 300	344, 000
75	624, 100	538, 200	456, 400	411, 000	344, 700
76	626, 200	539, 800	457, 900	412, 100	345, 300

77	626,900	541,900	459,300	413,000	346,000
78	628,000	543,400	460,900	414,000	346,600
79	629,200	544,600	462,400	414,900	347,200
80	630,200	546,100	463,800	416,000	347,800
81	631,300	547,400	465,200	416,900	348,600
82	632,400	548,700	466,500	418,000	349,100
83	633,500	550,000	467,600	418,800	349,800
84	634,500	551,300	469,000	419,800	350,400
85	635,700	552,400	470,000	420,700	351,000
86	636,700	553,600	471,200	421,600	351,600
87	637,800	554,700	472,300	422,500	352,400
88	638,900	555,900	473,500	423,400	352,900
89	640,000	556,800	474,500	423,900	353,600
90	641,000	557,700	475,700	424,700	354,200
91	642,200	558,600	476,800	425,500	354,800
92	643,200	559,600	477,800	426,000	355,500
93	644,300	560,600	479,000	426,600	356,200
94	645,400	561,600	480,100	427,400	356,700
95	646,500	562,700	481,100	428,100	357,500
96	647,500	563,600	482,300	428,800	358,200
97	648,700	564,400	483,300	429,300	359,000
98	649,700	566,000	484,300	430,100	359,700
99	650,800	567,300	485,200	430,800	360,500
100	651,900	568,000	486,200	431,400	361,100
101	653,000	568,900	487,000	432,100	362,000
102	654,000	569,900	487,900	432,800	362,700
103	655,200	570,700	488,900	433,500	363,400
104	656,200	571,600	489,800	434,100	364,100
105	657,300	572,300	490,600	434,700	364,700
106	658,400	573,100	491,300	435,400	365,500
107	659,500	573,900	492,200	435,900	366,200
108	660,500	574,500	493,000	436,500	366,900
109	661,600	575,400	493,800	437,100	367,600
110	662,700	576,000	494,400	437,700	368,400
111	663,800	576,800	495,200	438,400	369,100
112	664,800	577,600	495,800	438,900	369,800
113	666,000	578,500	496,500	439,500	370,500
114	667,100	579,300	497,400	440,100	371,200

115	668, 200	580, 100	498, 400	440, 700	372, 000
116	669, 400	580, 900	499, 100	441, 300	372, 700
117	670, 500	581, 800	499, 900	441, 900	373, 400
118	671, 600	582, 600	500, 700	442, 500	374, 100
119	672, 800	583, 200	501, 500	443, 100	374, 800
120	673, 900	584, 000	502, 300	443, 700	375, 600
121	675, 100	584, 800	503, 000	444, 300	376, 300
122	676, 200	585, 700	503, 700	444, 800	377, 000
123	677, 300	586, 500	504, 300	445, 500	377, 700
124	678, 500	587, 300	505, 100	446, 100	378, 500
125	679, 600	588, 100	505, 700	446, 700	379, 200
126	680, 700	589, 000	506, 400	447, 300	379, 900
127	681, 900	589, 800	507, 100	447, 800	380, 600
128	683, 000	590, 400	507, 700	448, 500	381, 300
129	684, 100	591, 200	508, 500	449, 100	382, 200
130	685, 300	592, 100	509, 200	449, 700	383, 000
131	686, 400	592, 800	509, 700	450, 500	384, 000
132	687, 500	593, 600	510, 300	451, 400	385, 200
133	688, 700	594, 300	510, 800	452, 400	386, 200
134	689, 800	595, 200	511, 400	453, 200	387, 300
135	690, 900	595, 900	512, 000	454, 100	388, 400
136	692, 100	596, 700	512, 600	454, 900	389, 500
137	693, 200	597, 400	513, 100	455, 900	390, 500
138	694, 300	598, 200	513, 700	456, 700	391, 600
139	695, 500	599, 000	514, 200	457, 600	392, 700
140	696, 600	599, 800	514, 800	458, 500	393, 800
141	697, 700	600, 500	515, 400	459, 400	394, 800
142	698, 900	601, 300	516, 000	460, 200	396, 000
143	700, 000	602, 100	516, 500	461, 100	397, 000
144	701, 100	602, 900	517, 100	462, 000	398, 100
145	702, 300	603, 600	517, 600	462, 900	399, 200
146	703, 400	604, 400	518, 200	463, 700	400, 300
147	704, 500	605, 200	518, 800	464, 600	401, 300
148	705, 700	606, 000	519, 400	465, 500	402, 500
149	706, 800	606, 700	519, 900	466, 400	403, 500
150	707, 900	607, 500	520, 500	467, 200	404, 600
151	709, 100	608, 200	521, 000	468, 100	405, 700
152	710, 200	609, 100	521, 600	469, 000	406, 800

153	711,300	609,800	522,200	469,900	407,800
154	712,500	610,600	522,800	470,700	409,000
155	713,600	611,300	523,300	471,600	410,000
156	714,700	612,200	523,900	472,500	411,100
157	715,900	612,900	524,400	473,400	412,200
158	717,000	613,700	525,100	474,200	413,300
159	718,100	614,400	525,600	475,200	414,300
160		615,300	526,200	476,000	415,500
161		616,000	526,700	476,900	416,500
162		616,800	527,300	477,700	417,600
163		617,500	527,800	478,700	418,700
164		618,400	528,500	479,500	419,800
165		619,100	529,000	480,400	420,800
166		619,900	529,600	481,200	422,000
167		620,700	530,100	482,200	423,000
168		621,500	530,700	483,000	424,100
169		622,400	531,200	483,900	425,200
170		623,200	531,900	484,700	426,300
171		624,000	532,400	485,700	427,300
172		624,800	533,000	486,500	428,500
173		625,700	533,600	487,400	429,500
174		626,500	534,200	488,200	430,600
175		627,300	534,800	489,200	431,600
176		628,100	535,500	490,000	432,800
177		629,000	536,100	490,900	433,800
178		629,800	536,700	491,800	434,900
179		630,600	537,300	492,700	436,000
180		631,400	537,900	493,600	437,100
181		632,300	538,600	494,500	438,100
182		633,100	539,200	495,500	439,300
183		633,900	539,800	496,400	440,300
184		634,700	540,400	497,300	441,400
185		635,600	541,000	498,200	442,500
186		636,400	541,600	499,200	443,600
187		637,200	542,300	500,100	444,600
188		638,000	542,900	501,000	445,800
189		638,900	543,500	502,000	446,800
190		639,700	544,100	502,900	447,900

191		640,500	544,700	503,800	449,100
192		641,300	545,400	504,700	450,200
193		642,200	546,000	505,700	451,300
194		643,000	546,600	506,600	452,500
195		643,800	547,200	507,500	453,600
196		644,600	547,800	508,500	454,700
197		645,500	548,500	509,400	455,900
198		646,300	549,100	510,300	457,000
199		647,100	549,700	511,200	458,100
200		647,900	550,300	512,200	459,300
201		648,800	550,900	513,100	460,400
202		649,600	551,500	514,000	461,500
203		650,400	552,200	514,900	462,700
204		651,200	552,800	515,900	463,800
205		652,100	553,400	516,800	464,900
206		652,900	554,000	517,700	466,100
207		653,700	554,600	518,700	467,200
208		654,500	555,300	519,600	468,400
209		655,400	555,900	520,500	469,500
210		656,200	556,500	521,400	470,600